

第 11 次滋賀県交通安全計画（案）の概要

第 11 次滋賀県交通安全計画について

- 位置づけ
交通安全対策基本法第 25 条に規定する「県交通安全計画」
- 期間
令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
- 課題
 - 高齢者の死亡事故^多 → 過去 5 年で 49.4% (全国:55.3%)
 - 歩行中・自転車乗用中の死亡事故^多 → 過去 5 年で 42.7% (全国:49.1%)
 - 交差点での事故^多 → 過去 5 年で 52.8% (全国:54.6%)
 - 自動車乗車中死者のシートベルト着用率が^低 → 過去 5 年で 56.8% (全国:56.1%)

基本理念

～交通事故のない
安全・安心な滋賀を目指して～

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない安全・安心な滋賀を目指す。

陸上交通に関する主な安全施策

- 1. 道路交通環境の整備**
 - ↑人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ↑高齢者等の移手段の確保・充実
 - ↑自転車利用環境の総合的整備 (エコ交通・ビワイチ)
- 2. 交通安全思想の普及徹底**
 - ↑段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ↑自転車の安全利用の推進 (ビワイチ等)
 - ↑交通安全に関する普及啓発活動の推進 (横断歩道利用者ファースト運動・全席シートベルト着用の徹底)
- 3. 安全運転の確保**
 - ↑運転者教育等の充実 (高齢運転者対策の充実)
 - ↑安全運転管理の推進
- 4. 車両の安全性の確保**
 - ↑車両の安全性に関する基準等の改善の推進 (安全運転サポート車の普及促進等)
 - ↑自動車の検査および点検整備の充実
 - ↑自転車の安全性の確保(保険加入・ヘルメット着用促進)
- 5. 道路交通秩序の維持**
 - ↑交通の指導取締りの強化
 - ↑交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - ↑暴走族等対策の推進
- 6. 救助・救急活動の充実**
 - ↑救助・救急体制の整備
 - ↑救急医療体制の整備
 - ↑救急関係機関の協力関係の確保
- 7. 被害者支援の充実と推進**
 - ↑損害賠償の請求についての援助
 - ↑交通事故被害者支援の充実強化
 - ↑自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底
- 8. 研究開発および調査研究の充実**
 - ↑道路交通の安全に関する研究開発の推進
 - ↑道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

基本的な考え方

道路交通事故のない滋賀を目指して

従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報収集、分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図るとともに、高齢化の進展への適切な対処、ならびに子育てを応援する社会の実現など、時代のニーズに応える新たな施策を一層推進する。

目標

- 年間の 24 時間死者数を「35 人以下」にすることを目標とする。
- 交通事故重傷者数を「290 人以下」にすることを目標とする。

対策を進める重点

- 高齢者および子どもの安全確保**
 - ・高齢者が歩行および自転車等を利用する場合、自動車を運転する場合の対策、免許返納後の日常生活を支える対策を連携させ推進する
 - ・子どもの安全を確保するため、未就学児が日常的に集団で移動する経路や通学路において歩行空間の整備等を積極的に推進する
- 歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上**
 - ・人優先の考えの下、生活に密着した身近な道路等において歩行者の安全確保を図る対策を推進する
 - ・歩行者、自転車、自動車を適切に分離し、安全で快適な自転車走行空間の確保を推進する
- 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保**
 - ・生活に密着した身近な道路における自動車の速度抑制および流入防止のための総合的な対策を推進する
- 先端技術の活用推進**
 - ・運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するため、安全運転を支援するシステムの更なる普及を推進する
- 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進**
 - ・効果的かつ効率的な対策を進めるため、ビッグデータ等や専門家の知見を一層幅広く活用する
- 地域が一体となった交通安全対策の推進**
 - ・地域住民の交通安全対策への関心を高め、行政、関係団体、住民等の協働により地域に根ざした交通安全対策に取り組む

道路交通

鉄道交通事故のない滋賀を目指して

県民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進する。

- 乗客の死者数ゼロを目指す。
- 運転事故全体の死者数減少を目指す。

- 重大な列車事故の未然防止**
 - ・列車の衝突や脱線等の事故を未然に防止する対策を推進する
- 利用者等の関係する事故の防止**
 - ・鉄道交通の安全に関する知識の普及を推進する

鉄道交通

踏切事故のない滋賀を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進する。

- 踏切事故の発生を極力防止することを目標とする。

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進**
 - ・開かずの踏切への対策や高齢者等の歩行者対策等を推進する

踏切道における交通

- 1. 鉄道交通環境の整備**
 - ↑運転保安設備の整備等の推進
- 2. 鉄道交通の安全に関する知識の普及**
 - ↑交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンにおける積極的な広報活動等の推進
- 3. 鉄道の安全な運行の確保**
 - ↑気象情報等の充実
- 4. 鉄道車両の安全性の確保**
 - ↑車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直し
- 5. 救助・救急活動の充実**
 - ↑訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化
- 6. 被害者支援の推進**
 - ↑公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進

- 1. 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進**
 - ↑歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設・カラー舗装・駐輪場の一体整備
- 2. 踏切保安設備の整備および交通規制の実施**
 - ↑全方位型警報装置・非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化の推進
- 3. 踏切道の統廃合の促進**
 - ↑地域住民の通行に特に支障を及ぼさない踏切道の統廃合の推進
- 4. その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置**
 - ↑踏切事故防止キャンペーンの推進